

# 屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドラインの概要

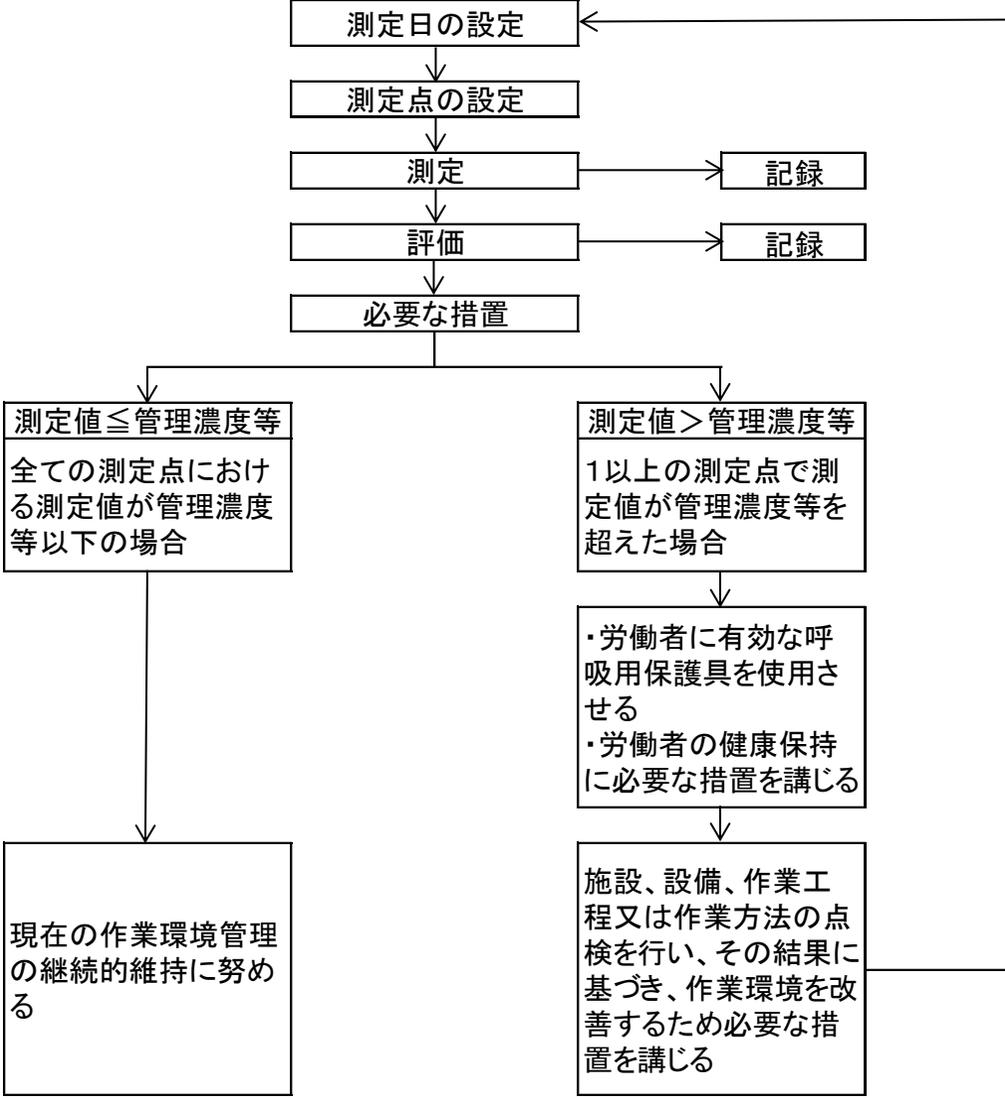
(平成17年3月31日付け基発第0331017号)

---

平成29年4月28日

平成29年度第1回トンネル建設工事の切羽付近における作業環境等の改善のための技術的事項に関する検討会

- 屋外作業場等は、屋内作業場等で行われている定点測定を前提とした作業環境測定を用いることは適切でない
  - ① 自然環境の影響を受けやすいため作業環境が時々刻々変化することが多い
  - ② 作業に移動を伴うことや、作業が比較的短時間であることも多い
  
- 屋外作業場等については、個人サンプラー(個人に装着することができる試料採取機器)を用いて作業環境測定を行い、その結果を管理濃度の値を用いて評価する手法が現在では最も適当
  - ① 取り扱う有害物質の濃度が最も高くなる時間帯において、高濃度と考えられる作業環境下で作業に従事する労働者に個人サンプラーを装着
  - ② 測定は、個人サンプラーの取扱等について専門的な知識・技術を必要とするため、作業環境測定士等の専門家の協力を得て実施することが望ましい
  - ③ 測定は作業開始時及び1年以内ごとに1回定期に、原料、製造工程、作業方法又は設備等を変更したときはその都度その直後に実施
  
- 測定方法
  - ① 当該物質を取り扱う労働者全員の呼吸域(鼻口から30cm以内)に個人サンプラーを装着
  - ② 管理濃度又は基準濃度の10分の1の濃度を精度良く測定でき、かつ、気中濃度が最大になる時間帯を含む10分間以上の継続した時間



屋外作業場等における作業環境管理のフローシート